

第54号議案

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

第一条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和三十一年九月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二十五」を「百分の四十」に改める。

別表第一中「九十二万七千四百円」を「九十二万二千円」に改める。

第二条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の四十、」を「百分の三十、」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は令和二年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。